

精神障害と自殺

鎌倉女子大学准教授

千々松愛子 Aiko Chijimatsu

●具体的精神疾患を特定せずに自殺時の判断力の喪失・減弱を認め、自殺免責を否定した事例

東京地裁令和2年7月20日判決

平成29年(ワ)27835号

保険金請求事件

文献番号 2020WLJPCA07208009

I 事実

1 事案の概要

本件は、原告Xが、被告Y生命保険会社に対し、Xの父Cの死亡により、Cが加入していた生命保険契約に基づき、死亡保険金等の支払を求めたのに対し、Yが、免責事由に該当するとして、保険金の支払いを拒否したため、Xが死亡保険金及び遅延損害金の支払いを求めた事案である。

Xは、CとAの長男である。CとAは、昭和61年に婚姻したが、平成23年協議離婚した。同人らの間には、原告のほか、長女Dがいる。

Cは、平成24年11月1日、Yとの間で、契約者兼被保険者をC、死亡保険金受取人をX、責任開始日を平成24年10月29日、保障内容を、病気又は災害による死亡保険金1500万円等とする保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結した。本件約款には、免責条項として、被保険者が、責任開始の日からその日を含めて3年以内に自殺した場合は、保険金の支払が免

責される（以下「本件免責条項」という。）旨規定されていた。

Cは、平成26年8月26日、自宅近くの多摩川の河川敷において、立木の枝にロープを巻き付けて一端を輪状にし、首を通して縊死した。

Xは、Yに対し、本件保険契約に基づき、死亡保険金の支払を請求したが、Yは、本件免責条項の適用があるとして、保険金の支払を拒否した。

2 認定事実

CはAと結婚した際に、Aの父Gが代表取締役を務めるa社で就労するようになり、Aとの離婚後も、同社で勤務し、子やA家と交流があった。

Cは、Xがカーレーサーになりたいとの希望のためには多額の費用が必要であると考え、a社の勤務と並行して、平成25年8月から、b社でアルバイトを始めた。b社の勤務は、事前に2週間分の希望日を出すことになっていた。Cは、当初週3日程度、のちに週5日程度勤務していた。所定の就業時間は、a社で午前8時から午後5時、b社で午後8時から午前5時であった。

Cは、長女が、平成26年1月に、性衝動が抑えられず、自らホームレスが集まる場所に出向き、性交渉をしようとしたなどの話を聞いてショックを受けていた。

Cは、平成26年5月頃から、自宅にお化けが